

倉敷市立北中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・学校全体を通して、些細な口論や、性格の不一致から、立場が強いものが立場の弱いものをからかい、いじめに発展するケースがある。また、携帯電話やスマートフォンのSNS(ライン等)を用いた言い合いから、周囲の友達を巻き込んでいじめに発展する場合もある。現在も、業間休みの見守り等を行っているが、さらに見守りを強化するとともに、生活ノートで日常的に生徒の悩みを把握したり、教育相談に合わせていじめに関するアンケートを実施し、情報を積極的に得るとともに、ささいな兆候であってもいじめではないものの疑いをもって早い段階から的確なかわりもち、いじめの定義を限定して解釈することなく積極的にいじめを認知することで、早期解決に向けての取り組みを進める。また、発達障害を含む障害のある生徒、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる生徒、性同一性障害、東日本大震災や熊本震災、平成30年西日本豪雨等により被災した生徒、等、学校として配慮が必要な生徒については、日常的に適切な支援を行い、積極的に教員研修を実施する。さらに、現在社会ではコロナウイルスの感染者や、その家族に対しての誹謗中傷が問題になっている。生徒たちがそのような風潮に同調せず正しい行動ができるよう指導したい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは絶対に許される行為ではないという姿勢を全教職員が生徒・保護者に示す。
 - ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる場を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のために、生活ノートを活用したり、教育相談前にアンケートを実施したりして、得られた情報を教員間で共有する。
- 〈重点となる取組〉
- ・教員の業間休みの見守りを強化する。
 - ・人権週間を利用し、いじめについて考える時間を設定し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 - ・生徒の携帯電話の利用状況とインターネット利用実態を踏まえ、全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を行う。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校のいじめ問題対策基本方針をPTAの役員会や学年懇談等で説明し、学校の取組への理解を図り、学校と保護者、地域との連携を図る。
- ・学校評議委員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめ問題やスマートフォン等の正しい使い方について啓発の機会を設ける。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正の中核、相談窓口、発生したいじめへの対応
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
- ・週1回開催している生徒指導担当者連絡会で、いじめに関する情報交換を行う。
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・直後の職員会議で全教員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達する。
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
- ・校外 学校評議委員会、スクールカウンセラー等
 - ・校内 校長、教頭、教務、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導係、学年・特別支援主任、人権教育担当、養護教諭、生徒支援コーディネーター

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈教育委員会〉

- 岡山県教育委員会
 - 倉敷市教育委員会・青少年育成センター
- 〈連携の内容〉
- ・ネットパトロールによる監視、専門家の派遣・相談・助言・支援の要請。

〈関係諸機関〉

- 倉敷警察署
 - 児童相談所
 - 学校警察連絡室
 - 倉敷少年サポートセンター
- 〈連携の内容〉
- ・非行防止教室の実施
 - ・補導活動の連携と情報交換

〈学校側の窓口〉

- ・教頭
- ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- (教員)
- ・業間休みの見守りの強化。
- (生徒会)
- ・いじめについて考える週間において、生徒会主催で、生徒が自ら考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
- (居場所作り)
- ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる場を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- (情報モラル教育)
- ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を各学年において1時間以上行う。

② 早期発見

- (実態把握)
- ・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。
- (相談体制の確立)
- ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、細かく声をかけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談できたりするような体制を整える。
- (情報共有)
- ・毎週の生徒指導担当者連絡会で報告された内容を教員同士が共有したり、朝礼で情報の伝達をしたりして、いつでも早急に情報を共有できている体制を整える。
- (家庭への啓発)
- ・積極的ないじめ相談につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを示したパンフレットを配布し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③ いじめへの対処

- (いじめの有無の確認)
- ・本校生徒がいじめを受けているとの情報を得たり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの有無を確認する。
- (いじめへの組織的対応の検討)
- ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- (いじめられた生徒への支援)
- ・いじめが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に当該生徒及び保護者に対して支援を行う。
- (いじめた生徒への指導)
- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
- (重大事態への対処)
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

【様式2】

倉敷市立北中学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和7年度

	会議、委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4 月	職員会議 ・基本方針、指導計画の確認 ○いじめ対策委員会(校内) ・情報交換 ○PTA 総会 (学校の基本方針についての説明)	○学年集会、学級づくりの取組 ・集団づくりのプログラムの実践	○対策委員会(校内) ・情報交換	○発生時案への対処(随時) ○対応手順の共通理解 (対策委員会)
5 月	○いじめ対策委員会(校内) ・情報交換			
6 月	○いじめ対策委員会(校内) ・情報交換	○人権集会	○いじめ実態アンケート ・必要に応じて教育相談 ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (対策委員会)
7 月	学校評議員会 ・いじめに関する意見交換 ○課題別懇談会 ○いじめ対策委員会(校内) ・情報交換	○学年集会 ○非行防止教室	○保護者懇談 ○いじめについて考える週間の取組 (生徒会)	
8 月				
9 月	○いじめ対策委員会(校内) ・情報交換	○学年集会	○いじめ実態アンケート ・必要に応じて教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (対策委員会)
10 月	○いじめ対策委員会(校内)			
11 月	○いじめ対策委員会(校内) ・情報交換 ○PTA 人権教育講演会 ・情報交換		○人権集会(人権担当) ○担任による教育相談	
12 月	○いじめ対策委員会(校内) ・情報交換	○学年集会	○保護者懇談	
1 月	○いじめ対策委員会(校内) ・情報交換	○学年集会	○いじめ実態アンケート ・必要に応じて教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (対策委員会)
2 月	○学校評議員 ・1年間の取組の反省			
3 月	○いじめ対策委員会(校内) ・情報交換 ○小中連絡会	○学年集会		

年間を通して、行う取組

・いじめ対策委員会 ・いじめ実態アンケート ・教育相談 ・校内巡視の強化 ・生活ノートの点検